

令和元年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月12日開会～6月13日閉会

双葉町議会

令和元年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第1日（6月12日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
報告第1号	7
報告第2号	7
議案第27号から議案第40号までの一括上程	7
議案第27号から議案第40号までの提案理由の説明	8
一般質問	10
3番 羽山君子君	10
1番 尾形彰宏君	18
散 会	23

第2日（6月13日）

議事日程	25
出席議員	26
欠席議員	26
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	26

職務のため議場に参加した者の職氏名	26
開 議	27
議事日程の報告	27
一般質問	27
5番 菅野博紀君	27
2番 石田翼君	40
4番 高萩文孝君	42
発言の取り消し	45
議案第27号の質疑、討論、採決	48
議案第28号の質疑、討論、採決	48
議案第29号の質疑、討論、採決	49
議案第30号の質疑、討論、採決	50
議案第31号の質疑、討論、採決	50
議案第32号の質疑、討論、採決	51
議案第33号の質疑、討論、採決	51
議案第34号の質疑、討論、採決	52
議案第35号の質疑、討論、採決	52
議案第36号の質疑、討論、採決	53
議案第37号の質疑、討論、採決	53
議案第38号の質疑、討論、採決	54
議案第39号の質疑、討論、採決	56
議案第40号の質疑、討論、採決	57
選挙第1号の上程、採決	58
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	59
閉 会	59

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

元双葉町告示第11号

令和元年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年5月23日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和元年6月12日（水）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

令和元年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月12日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉町議会京丹波町等行政視察報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 平成30年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第6 報告第2号 平成30年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第7 議案第27号 専決処分の承認について
専決第1号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第28号 専決処分の承認について
専決第2号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第29号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第30号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第31号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第32号 鴻草・寺松線外2路線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第33号 羽竜迫線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第34号 福田迫・宮下線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第35号 宮ノ脇・森合線（森合橋）災害復旧工事の施工に関する協定の締結について
- 日程第16 議案第36号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結について
- 日程第17 議案第37号 土地の取得について
- 日程第18 議案第38号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第39号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第40号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 一般質問

3番 羽山君子君

1番 尾形彰宏君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	鈴木健一君
総務課長	平岩邦弘君
復興推進課長	大浦富男君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員 事務局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶来丈夫君
生活支援課長	朝田幸伸君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、石田翼君、3番、羽山君子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月7日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月13日までの2日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉町議会京丹波町等行政視察報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和元年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

新たな元号「令和」の時代を迎え、双葉町の復興・再生と町民の皆様の生活再建などの重要課題に、引き続き職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

3月25日、中野地区復興産業拠点内で初めてとなる双葉町の双葉住コン株式会社と東京都の大林道路株式会社による共同企業体である双葉中央アスコンの起工式が行われ、働く拠点の第1号として整備が進められています。

3月28日、双葉町のまちづくり会社である「一般社団法人ふたばプロジェクト」の設立社員総会が開催されました。官民連携・協働によるふるさとふたばの創生を基本理念として、「つなげる」「うみだす」「はぐくむ」のそれぞれの役割に沿った事業の展開を期待しております。

4月1日、帰町準備室を設置し、帰町に向け各課横断的な取り組みを本格化させました。まずはその一環として、「双葉町放射線量等検証委員会」を設置し、4月23日、有識者5名の方を委員に委嘱しました。検証委員会では、避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の先行的な避難指示の解除、そして特定復興再生拠点区域内の立入規制緩和を目指す上で必要となる放射線量の低減状況や除染の実施内容などを町として確認し、評価していくこととしております。

4月8日、双葉町立小・中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に2名、北小学校に3名、中学校に1名が入学、ふたば幼稚園には3歳児、4歳児、5歳児それぞれ1名ずつ入園いたしました。園児、児童、生徒数の合計は昨年度当初より2名多い54名となりました。

4月16日、中野地区復興産業拠点内において、双葉町産業交流センター建設工事の安全祈願祭及び起工式を挙行いたしました。この施設は、県が整備するアーカイブ拠点施設及び復興祈念公園が隣接することから、復興ツーリズムの拠点にもなる町の中核施設として、来年7月の開所に向けて準備を進めてまいります。

5月25日には、町立学校仮設校舎体育館で学校再開以来5回目の幼稚園、小学校合同運動会を開催いたしました。今年は、昨年より園児、児童数が2名多い42名での運動会となり、来賓や保護者も参加し、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

6月4日、いわき事務所において、地元企業である株式会社伊藤工務店と勝山工業株式会社の2社と、中野地区復興産業拠点への企業立地協定締結式を行いました。引き続き産業拠点へ進出を希望する企業と詳細協議を行っており、協議を速やかに整え、順次企業立地協定を締結していく考えです。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告が2件、専決処分の承認が2件、条例の一部改正が3件、契約等の締結が5件、土地の取得が1件、令和元年度一般会計・特別会計補正予算（案）が3件、合わせて16件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第1号 平成30年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 平成30年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてですが、平成30年度双葉町一般会計継続費繰越し計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）、産業交流センター整備事業の3事業、合わせて2億3,503万3,151円を令和元年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号

○議長（佐々木清一君） 日程第6、報告第2号 平成30年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第2号 平成30年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてですが、平成30年度双葉町一般会計繰越明許費繰越し計算書のとおり、IRU光ファイバーケーブル移設事業、官民複合施設基本構想策定事業、住宅施設基本構想策定事業、橋梁長寿命化計画策定事業、中田・観音堂線改良事業、前田・長塚線改良事業、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業の7事業、合わせて1億8,064万6,760円を令和元年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第2号を終わります。

◎議案第27号から議案第40号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第27号から日程第20、議案第40号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第40号までを一括上程いたします。

◎議案第27号から議案第40号までの提案理由の説明

○議長(佐々木清一君) 議案第27号から議案第40号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第27号 専決処分の承認について、専決第1号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、町税の課税事務においても、直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

議案第28号 専決処分の承認について、専決第2号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税事務においても、直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

議案第29号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。これは減収補填制度を規定している総務省令のうち、平成30年度末にその適用期限が到来するものについて、適用期限を延長する改正が行われたことに伴い、その省令を引用する双葉町税特別措置条例の適用期限を「平成31年3月31日」から「令和3年3月31日」に延長し、改正後の規定は平成31年4月1日から遡及適用するものです。

議案第30号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。令和元年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を改正するものです。平成31年4月1日現在の被保険者を基に試算した1人当たり及び1世帯当たりの平均の税額は、昨年度と比較して減額となります。

議案第31号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法施行令の一部改正等を踏まえ、所得の少ない第1号被保険者に対する令和元年度及び令和2年度の保険料率を減額するため、改正するものです。

議案第32号 鴻草・寺松線外2路線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した町道の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づ

き、議会の議決を求めるものです。

議案第33号 羽竜迫線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した町道の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第34号 福田迫・宮下線道路災害復旧工事請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した町道の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第35号 宮ノ脇・森合線（森合橋）災害復旧工事の施工に関する協定の締結についてであります。東日本大震災で被災した宮ノ脇・森合線（森合橋）の災害復旧工事について、福島県相双建設事務所が町を代行して工事を実施するに当たり、工事に必要な費用負担等に関する協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第36号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結についてであります。これは、平成30年7月31日付で都市計画事業認可を受けた双葉町大字長塚地内の双葉駅周辺及び駅西地区住宅団地等整備事業（第一地区）に係る下水道整備工事及びその工事に必要な調査・測量・設計に関する業務委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第37号 土地の取得についてであります。双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第38号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億3,956万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は306億3,956万1,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、震災復興特別交付税の増により500万円を追加いたしました。国庫支出金は、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金や福島再生加速化交付金等の増により6,580万3,000円を追加いたしました。繰入金は、公共下水道事業特別会計繰出金の財源として、公共用施設維持補修基金繰入金の増により6,600万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、空き地等既存ストック活用可能性調査業務委託料や双葉駅西地区復興拠点再生可能エネルギー検討業務委託料等の増により6,235万円を追加いたしました。民生費は、障害者福祉サービス費等の増により561万7,000円を追加いたしました。衛生費は、風しんの追加的対策業務委託料等の増により47万8,000円を追加いたしました。農林水産業費は、樹木調査診断業務委託料、有害鳥獣埋設施設整備工事等の増により540万1,000円を追加いたしま

した。土木費は、橋梁補修設計業務委託料、公共下水道事業特別会計繰出金等の増により8,146万6,000円を追加いたしました。

議案第39号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額は6億801万6,000円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金6,600万円を追加いたしました。

歳出は、下水道維持費に双葉1号汚水幹線に係る調査業務委託料1,000万円、マンホール補修工事5,600万円をそれぞれ追加いたしました。

議案第40号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ155万円を追加し、歳入歳出予算の総額は9億9,052万4,000円になります。

主な補正内容ですが、基準該当居宅サービス給付費に係る追加補正となります。

歳入は、基準該当居宅サービス給付費に係る国庫支出金83万円、支払基金交付金37万4,000円、県支出金17万3,000円、繰入金17万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、保険給付費の特例居宅介護サービス給付費や特例介護予防サービス給付費など155万円を追加いたしました。

以上、提案しました議案等についてご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時21分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第21、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

なお、羽山君子議員の一般質問については、着座により質問することを許可します。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） 皆さん、こんにちは。自分の自己管理不十分のために、一般質問を座らせていただきます。

議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

1 番、津波ハザードマップに予想される津波の高さが示されている津波のリスクを低減させるための海岸堤防の工事のほか、町の津波対策としてハード、ソフト面からどのような対策を考えているのか。また、中野地区復興産業拠点への誘致企業に対し、津波のリスクについてどのような説明をされているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 3 番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、津波対策について。町としての津波対策と、中野地区復興産業拠点への誘致企業に対する津波リスクの説明についてのおたただしですが、おただしの津波ハザードマップについては、去る 3 月 20 日に福島県が公表した津波浸水想定区域図と理解しております。これは、発生頻度は低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が発生し、県が現在整備している海岸堤防などが破壊され、地盤沈下してしまうなど最悪な条件下で、最大限想定される浸水の区域と水深を図にまとめたものと聞いており、内容は、さきの東北地方太平洋沖地震による津波の浸水域を超えるものになっております。

この想定趣旨は、施設が整備されたからといって、全く災害のリスクを考慮しなくてもよいと考えるのではなく、常に最悪の事態を想定して、ハード対策に頼るだけでなく、避難などのソフト面により被害を最小化するべきという「減災」の考え方に基づいていると理解しています。

当町としても、ハード対策だけではなく、ソフト面による被害の最小化を図るべきと考えております。ハード対策については、現在福島県で施行している海岸堤防や海岸防災林の効果が発揮されることにより、東日本大震災と同様の津波が発生したとしても、中野地区復興産業拠点での浸水被害はごくわずかにとどまるというシミュレーション結果を踏まえて、双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画を策定していることに加えて、中野地区復興産業拠点において、2 メートルの盛り土を実施することにより、さらにリスクを最小化し、その旨誘致企業にも周知しているところです。

一方で、ソフト面においては、これらの堤防等の施設に全部を頼ることではなく、避難計画を策定し、迅速な避難が可能となるよう、誘致企業も含め周知徹底を図りたいと考えております。その一環として、やむを得ず垂直避難をする場合も想定し、津波避難地域のあり方も検討してまいります。

現在、地域防災計画の見直しを行っているところであり、この津波浸水想定も考慮しながら見直しを進めたいと考えております。

また、今年 3 月に、全国瞬時警報システム、いわゆる J アラートがいわき事務所に整備され、福島県沖で大津波警報や津波警報が発令された場合は、町内の緊急放送システムから音声放送されることになっております。

○議長（佐々木清一君） 町長、「津波」、ここ「地域」と言ったから、「施設」。ここ「津波避難地域」という言葉で今答弁したから、「施設」。

○町長（伊澤史朗君） 失礼しました。避難……

○議長（佐々木清一君） 津波避難……。

○町長（伊澤史朗君） 津波……

○議長（佐々木清一君） 「避難施設」が正解で。

○町長（伊澤史朗君） 避難施設が正解でありますので、訂正させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 3月21日の新聞に、町は「防災対策などを企業側に丁寧の説明し、理解を得たい」と発表しております。やはり国、県を前面に出した町と連携を保った二重三重の対策を講じてほしい。なぜか。それは、いい例は今の私たち、避難している私たちが一番いい例ではないかと思っています。東京電力さんも、安全安心、物すごい、常日ごろ、耳にたこできるくらい言われていた中で、やはりそれができなかったことを私はすごく残念だと思っていますし、特に中野復興産業拠点は浸水地域であり、2メートルの防波堤でもち切れるのかという、地震とか津波に、それもありますし、東京電力さんのデブリ、廃炉や中間貯蔵施設など、一步間違えれば3.11以上の災害になりかねないと思っています。この点から見て、県とか国はJアラートとか何かと言っていますけれども、それ以上にやっぱり気を緩めず取り組むことを国、県に求めてほしいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番に移りたいと思います。2番、働き方改革について。国は働き方改革を推進しているが、町職員の長時間労働や非正規雇用者の待遇差の実態についてどのように進められているのかを伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、働き方改革について。町職員の長時間労働や非正規雇用者の待遇差の実態についてどのように進めているのかとのおたただしですが、当町においては、東日本大震災と原子力災害という未曾有の複合災害を受け、今なお全町避難が継続している唯一の自治体となっている中、町の復興再生に向けた取り組みや全国各地に避難する町民の皆様へのサポートなど、町職員が抱える業務量は膨大なものとなっており、その分職員の超過勤務時間も多くなっている状況にあります。

そのため、当町においては、国の働き方改革を踏まえ、3月定例議会で議決いただいた職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を受け、4月1日に福島県に準じて同規則を改正し、超過勤務命令の上限を原則として1カ月について45時間かつ1年については360時間と定めたところです。

また、町では非正規労働者、すなわち臨時職員や嘱託員などを雇用し、各課における復興等の業務を行っております。臨時職員などの雇用の手続、賃金については、双葉町賃金支弁職員雇用等管理規程などで定めており、年次有給休暇や夏季休暇についても規定に基づき付与しているところです。

今後は、長時間労働の是正や職員の健康管理の点からも、国の働き方改革の趣旨を踏まえ、現在毎週金曜日に実施しているノー残業デーの継続、徹底や業務の効率化にも取り組んでまいる考えです。

また、現在の町職員の数は定数を下回っており、不足分を国や県からの職員派遣や任期付職員の採

用、さらには全国の自治体からの応援職員などで何とか補っている状況にあります。町としては、町の復興再生などに向けて山積する課題に対応するためにも、職員定数を精査し、職員定数増も視野に入れて検討を進める必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 長時間労働については、労働基準法で定められていますし、36協定や一人作業はしてならないなど、やっぱりいますが、やはりなかなか守ることができないのが残業だと思っています。でも、やはり体あってのデスクワークや労働ですし、町職員の皆様の体調がすぐれないと町民サービスもうまく回転しないと思っています。効率のよい仕事をされているとは思いますが、次の日のエネルギーを保つためにも、規定にのっとった退社をされて自身の体を大切にされることを私は望みたいと思っていますし、また非正規雇用者の待遇差も、仕事に対する情熱は皆さん同じだと思うのです。同じではないかと思っています。先ほども町長さんおっしゃられましたけれども、やっぱり震災で仕事が多方面にわたって大変になっているということもわかっておりますけれども、非正規雇用者の方々が少しでもやっぱり町に長くとどまって働いていただくためにも、働いていただきたいし、長時間労働が少なくなることを考えてみる必要が、少なくなっているとは思いますが、でもやっぱり必要があるのではないかなと思っています。

というのは、私もこの前、2回くらいかな、ちょっと10時ごろここを通ったのですが、電気もついていて、8時間というのは、集中的にしたりすると、それ以上の時間というのは能力的に大変かなと思っています。私も会社やっていましたから、そのことは、やはり8時間内におさめるということはなかなかできないと先ほども言いましたけれども、でもそういうことをしない限り、やっぱり健康が一番大事、私もけがして、自身のことで、けがしてしまいましたけれども、その辺のことを考えながら、やっぱり職場は、健康でなければならぬのではないかなということを常に思っております。

それで私、ある企業さんに、皆さんはどうしていらっしゃるのですかと、これ大きな会社なのですから、どうしてやっているのですかと聞いたら、例えば2時間以上する場合は、上司のサインが必要なのですから。これは、大きな会社です、私もちゃんとあれなのですから、そして2時間以上する場合は上司のサインが必要で、許可をいただかないと仕事できないと、残業が。でも、そこまでいなくても、せめて家庭環境がよくなったり、自分自身の体調のことについても考えながら残業していただいて、よりよい町の役場職員の対応がなされることを祈っておりますので、これで2番目の私の質問終わります。

それでは、3番目に移ります。3番、中間貯蔵施設の汚染土について。除染土の搬入が予想を上回るにより、施設の保管量が増えてくる。国はこの除染土を30年以内に県外に運ぶとしているが、国が確実に遂行するよう町としてどのように対応するのか伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、中間貯蔵施設の汚染土について。除染土壌等の30年以内の県外最終処

分を国に確実に履行させるための町の対応についてのおたただしですが、除去土壌等の県外最終処分につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法において、国が中間貯蔵開始後30年以内を実施することが定められております。また、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書には、環境省は法律に基づき、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが定められております。

町では、30年以内の県外最終処分を担保する上で、町有地の取り扱いは地上権設定を原則としており、事実、昨年7月に双葉2期1工区土壌貯蔵施設用地約6.4ヘクタールについて地上権設定契約としました。町としましては、除去土壌等の県外最終処分が確実に履行されるよう、法律及び協定書の遵守について、しっかりと国に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 国によりますと、やっぱり特定復興再生拠点区域の整備に除染土壌の再利用などの声もあるようですが、これから先、拠点外の除染も増え、汚染土の保管量も増える一方ではないかと思っています。確かに2,200万立米、最初のが減っていますよね。だけれどもまた、減るといっても、やっぱりそれは拠点外のことはまだ計算されていないし、その中で、この前ちょっと、経済新聞の中でこのようなことを書かれていました。1,300万立米の県外搬出は困難で、現実的ではなく、候補地もない、さらに国は除染費用を抑えて東電などの負担を減らす意図が見え隠れするとの、4月29日の経済新聞に載っているのです。

こうした場合に、このような状況の中で、30年過ぎにふるさとをどのように取り戻すことができるのか、幾ら言っても国は、法的に定められていると言ったって、改正しますよね。いや、それはできなかったから、ではこういうふうに変更しようかとかと、いろいろなことを言ってきます。でも、だったら私たちは、その汚染土の処分の方向性を本当に早目に出してもらわないと、県外搬出といっても、いつなのか。持っていく、持ってくるのは今持ってきていますけれども、搬出するのは、搬出というか、よその県外に持っていくのはまだ一度もやっていないし、決まっていない、先ほども言いましたけれども。県外搬出と言って、私たちは、受け入れた私たちの、町民に説明した、その町民に意味は、何だったのだろうかと思うのです。やっぱり町も5年10年と、復興まちづくりに町を挙げて取り組んでいる中に、汚染土の量が増える町に町民が本当に戻れるのかなって、あるのですね。これは本当に強く国に私は要望して、本当に戻れるように汚染土の、あと25年ですよ、やはりこれを強く要望してもらって、でなかったら、運ばないのだったら、ではどうしてくれるのかということ、町長も国、県にしょっちゅうお出かけになっておられると思うので、その辺のことを強く要望して、強く強く要望してこれはほしいと思っています。ではどうすればいいのかということですね。それをお願いします。

それで、4番に移りたいと思います。4番、長期帰還不能賠償について。中間指針第四次追補に基づき、ふるさと喪失による精神的苦痛等に対して支払われたが、ふるさと喪失による賠償の例がない中で、受け入れざるを得なかった指針は、高齢になり収入が少なく働くこともできない町民の現在の生活

実態から、全く妥当性を欠いていたと言わざるを得ない。再度指針の見直しをしてもらう必要があると考えるが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、長期帰還不能賠償について。中間指針の見直しについてのおたただしですが、これまで町では、被害者一人一人の被害実態に即した賠償等が確実になされ、生活再建等を確実に果たすことができるよう原子力損害賠償紛争審査会に求めているとともに、他の被災地域と比べたときの町の特殊な事情を十分認識し、被災地域について一律の対応とするのではなく、町の被害実態に即した賠償の実施を国や東京電力に対して求め続けております。

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであり、中間指針では対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて認められることがあるとされており、町としては、中間指針は原子力損害賠償に係る共通の最低基準を示したものであると認識しており、被害者の実態が指針に反映されるためにも、中間指針の適時適正な見直しが必要であると考えております。

今後も原子力損害賠償紛争審査会には、いまだ全町避難が続く双葉町の特殊な実情を訴え続けるとともに、町内の現状を見ていただくことも含め、引き続き被害実態に即した賠償がなされるよう求めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 実は、私の言っていることは、これは700万円の件なのですけれども、当時は、ふるさと喪失による精神的な苦痛700万円なのですけれども、当時は、3年4年ぐらい前ぐらいになるのかな、これいただいたのは、当時は避難先で、避難先をどこにするのかとか、避難先でばらばらになった家族のこととか、双葉町にある家のこと、自分自身のこと、避難先での嫌がらせ、病院のこと、両親のこと、家に置いてきたペットのことなどで、やっぱり生活が追われていて、この700万円の期間がどのくらいだったかなと考える暇がなかった状態の中で支払われた、ふるさと喪失による精神的な苦痛が支払われたと思うのです。今まだ精神的な苦痛は続いているのです。この期間のわからない700万円の支払い、確かに最低基準な、最低基準というか、もう8年も過ぎて、それを計算したら、皆さんわかるではないですか、その期間をやっぱり、これ賠償審査会のほうにきちんと表示をしていただきたいことと指針の見直し、さらに私は増額を再度要望していただきたいと思っています。

なぜかという、再度再度要望、私はこれ何かにつけて賠償について聞いているのですけれども、いつ聞いても何にも答えがないねと町民から言われました。本当に大変というか、皆さんお金いただいてぜいたくしたでしょうという答えも返ってきますが、そうではなくて、真面目に一生懸命やっている方も中にはおりますし、中にはって、ほとんどそうだと思うのですよ、双葉の町民は皆さん真面目ですから、そんな中で、やはり増額の再度見直しを原子力紛争審査会に、何度も言うようですが、見直しを

して、きちっとした増額、町長も先ほど言いましたけれども、あれしているよということを言いましたけれども、「おまえに頼んだって」、私は言われることは、「おまえに頼んだって何にもならない」と言われますので、ぜひその辺、少しは何か前進した答えを次のときはいただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは、5番に移ります。

○議長（佐々木清一君） 答弁要らないのだね。答弁要らないね。

○3番（羽山君子君） はい、答弁は要りません。

5番、放射線量等検証委員会について。委員会の検証結果は、町民の今後の行動につながる大切なものになることから、いろいろな知識や知見を有する専門家を幅広く選ぶ必要があったと考える。委員会に広島やチェルノブイリの専門家を依頼することは考えなかったのか、また町全体の放射線量を検証するのに5回の会合で十分と言えるのか、さらにスクリーニング会場で測定単位をマイクロからミリに変更した理由を伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5番、放射線量等検証委員会について。まず、委員に広島やチェルノブイリの専門家を依頼することは考えなかったのかとのおたただしですが、今年度より放射線量等検証委員会委員として、各方面の有識者5名の方に委嘱しております。委員会の構成は、工学系の専門家が3名、放射線防護、医療関係の専門家が2名となっております。本委員の中にチェルノブイリ原発事故で飛散した放射性物質の経路調査や環境管理支援の研究に取り組んでいる方がいらっしゃいます。これら委員の方々の専門的な知見により、福島第一原子力発電所事故からの復旧復興を目指す双葉町に対してご意見をいただきたいと考えております。

次に、町全体の放射線量を検証するのに5回の会合で十分なのかとのおたただしですが、今年度の委員会は、2020年春の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の先行的な避難指示の一部解除、そして特定復興再生拠点区域内の立入規制緩和の実施を目指すために放射線量等の検証が行われており、2022年春ごろの特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けた検証委員会は、来年度以降も引き続き開催していく予定です。今年度の開催回数については、これまでの他町村の事例を踏まえて設定していますが、今後の委員会の議論の状況などによっては開催回数が増える場合もあると考えております。

次に、スクリーニング会場での測定単位をマイクロからミリに変更した理由についてのおたただしですが、スクリーニングなどを管理している内閣府に確認したところ、住民立ち入りの際にお渡ししている個人線量計の測定単位は変更していないとの説明がありましたので、ご報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 線量は何十年も何百年もかけて半減していきまじ、半減した中に毎日の私たちの生活、帰った人の生活があるわけで、やっぱり人体に影響を及ぼす、蓄積されるものであります。

町全体の線量を検証して安心して戻れるまちづくりを目指す検証委員会であるとすれば、高線量のために私たちが帰って動ける領域の詳細にも検証していただき、表示してほしい。また、他町村のこれに倣って、その検証委員会をつくりましたと言いますが、検証委員会の中、福島県の方々が三、四人かいるのですけれども、確かに優秀な方だと思っています。でも、私たちからすれば「えっ、何で福島の人だけなの」、確かに優秀な方です、けれども「えっ、何で福島なの」、何か「ふうん」と思ってしまうところがいっぱいあって、それだけの人ではなくて、幅広く人を人選していただいたかっとなというのが私たちの考え、町民の話されたことであります。

また、ミリ単位にしていなかったと言われましたけれども、この前ちょっと神社のほうに行ったときに、ピッと当てたときに、神社の慰霊祭がありまして行ったときに、この線量計では見えないのですよと言われて、あと町民の方が行って検査しましたら、もう既に10のマイナス6から10のマイナス3ミリ、マイクロからミリに変えられていて、もう出ないのだと、表に、線量計で入って出ないのだと、だからわからないということも聞きました。そういうようなの、私たちの健康どのように考えてそういうふうにされたのかな。やはり前と同じ線量計で、10のマイナス6乗ですか、マイクロシーベルトの線量計を今でも、8年たとうが10年たとうが、何百年という放射能のがあるわけですから、やっぱりそれはずっと守っていただきたいというのは、私の本音であります。

それで、町長が今、国に聞いたら、そんなことはされていないと言いますが、町民に聞いたときは、大熊町ではないのだけれども、通ったときに聞いたら、もう既にミリ単位になっていて全然出ないよという話を聞いたので……何かちょっと忘れてしまったのですけれども、場所を、そういうこともありますし、検証委員会ができているのだから、やはりそういうことをきちっと検証されて、表に、皆さん町民に出してほしいなと思っているのです。そうでないと、いつまでたっても不安が先に立って、戻ってほしい国と戻れない私たちとの間で、物すごく不安がいっぱいなのです。だから、不安がないような線量計、避難した当時の線量計で私たちに、今0.何ぼだよということをはっきり打ち出してほしい。そうすれば、あっ、このぐらい下がったのだとか考えるではないですか。そういうことをぜひお願いしたい。やっぱり私たちは、町は町民の生命を守る立場にあるので、その辺のことを国ともうちよつと、少し話されるかどうか、町長の再度、これは再度質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えします。

まず、線量計の単位の話ですが、こちらに関しましては、住民生活課長に説明をさせます。

当然、その線量計の機種とか機能とか、単位に関しては変わっていないという報告がありましたし、ただし線量計そのものが従前のものと一緒だということだということではないです。その部分はちょっと誤解のないようお願いしたいと思いますけれども。あとこの線量のいろいろな単位に関しましては、住民生活課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 中野住民生活課長。

○住民生活課長（中野弘紀君） 羽山議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

議員質問の内容につきましては、個人線量計のお話かと思えます。個人線量計につきましては、内閣府のほうに確認しましたところ、3月までは従前のミリシーベルトですが、0.001ミリシーベルトで表示されておりまして、それを1マイクロシーベルトと換算して、それを立ち入り名簿のほうに記載していた。4月以降、0.1マイクロシーベルトに表示できる線量計のほうに変えさせてもらっています。それをもとに立ち入り名簿のほうに書いてあるということで報告を受けております。

なお、議員おっしゃっているのは、表面汚染のほうではないということによかったですよね。

（「ではないです」と言う人あり）

○住民生活課長（中野弘紀君） 以上です。

（「はい、わかりました。やはりこれだけ……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 手を挙げて。

（「ごめんなさい」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） これだけ神経がぴりぴりしているというのは、やはり皆さんそれぞれの体の影響というのは、女性は特にあると思うのです。そんな中で、3月には変えました、4月にもとに変えましたということのないように、これからはやはりきちっとした、内閣府の人に対して、前の線量計でお願いしますということをしきりと話されてほしいなと思っております。そうすることによって、戻れる双葉町になるのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 通告順位2番、議員番号1番、尾形彰宏、議長許可に基づいて一般質問をさせていただきます。

お昼の後、少し眠くなっていらっしゃる方もいるかとちょっと心配なところもありますが、この間もテレビで、皆さんの執行側のほうの方が居眠りしていて、そこを一般の人たちから厳しく指摘を受けたなんていうこともありますので、もう一度ちょっと気合いを入れ直して、済みませんが、お聞きくださるようお願いいたします。

1番、住民意向調査結果についてということです。双葉町への帰還意向調査結果を踏まえ、明確な判断材料の提供を目的として、双葉町復興町民バス見学会を町民に向けて実施検討すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1 番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、住民意向調査結果について。双葉町復興町民バス見学会を町民に向けて実施検討すべきとおたただしですが、当町では現在、来年3月を目標とする双葉駅周辺及び避難指示解除準備区域の避難指示解除に向けて、工事車両が頻繁に通行していること、また帰還困難区域においては、町民の一時立ち入りや公益目的立ち入りに限って立ち入りを認めている状況であることから、バスツアーの実施には一定の制約があります。

しかし、2022年春の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除及び帰町開始目標に向けて、現在の復興の取り組み状況をご覧いただくことにより、復興の進捗を実感していただくことは、帰町促進に向けて必要な取り組みであると考えております。そのため、安全性を最大限に考慮した上で、今年度末の双葉駅開業や、令和2年7月ごろの開所を目指す町産業交流センターや県が整備するアーカイブ施設の開業及び復興祈念公園の一部利用開始に合わせて検討してまいります。

○議長（佐々木清一君） 1 番、尾形彰宏君。

○1 番（尾形彰宏君） ありがとうございます。おおよそこちら側の意図を酌んでくれたと思っております。

現状として、私は毎日のように双葉町に通っております。確かに今おっしゃられたように、交通安全という点でいうと、本年度は400万トンの廃棄物の搬送ということで、6号線、それから町内の各主要な道路はトラックで往来が激しいという現状は自覚しております。なおかつ、ただ問題なのは、やはり個人で進入許可を、通行証をいただいたとして、個人レベルで行くともっと頻繁に、ちょっと危険性は増えてくるというふうに思います。ある程度まとまった数で、バスなどの大型、移送手段でもって場所を見学するというのが理想的だというふうに思って、今回お問い合わせしたわけでありましてけれども、現実的なレベルで、やはり町民の方々が判断に困っているというのは、双葉町のまだ、これから輝こうとしているいい部分を、自分の体感でもって、視覚的な経験を積んでいないからというふうに私は思っているわけです。それは町民全体の中の、数値的な割合でいうと2割ぐらいかもしれません。しかしながら、今の現在において、その2割でも、もし双葉町に戻って復興の手伝いに参加したいとか、まちづくりに加わりたいという人が増えてくれば、それはすごくありがたいというふうに思っております。ぜひ町長もこの件については前向きに、強くお願いしたいと思っております。要望になります。済みません。

では、質問のほう、2番目に移らせていただきます。友好都市とまちづくり会社についてということです。ちょっと前置きとして、先日議会のほうでは、友好姉妹都市である京丹波町のほうへ行ってきました。それゆえに、そこで得られた感動、それからぜひ考えていかなければならない方向性というものをちょっと感じたので、第2番目にしたのですが、友好都市である京丹波町、それから近年友好都市の締結をした加須市との、これは経済交流となる物品販売や、それからスマート農業教育研修、これは今県のほうでいろいろ進めていて、近隣町村でいうと、南相馬市のほうでは試験的な取り組みが行われた

ことは、皆さんテレビ、マスコミ報道でご存じかと思えます。

そして最近、Jヴィレッジの駅のオープニングあったわけです。双葉町からは町長、それから議会議長、行っていただきました。Jヴィレッジというのは、ご存じのとおり、我々双葉町もそこにかかわっているものなので、去年もスポーツ交流として、オリンピックデーで屋内施設を使わせていただいたり、それから県のほうのスマート農業研修なんかもJヴィレッジで行われたりしている。ということは、産業交流センター、それからJヴィレッジも対外的な利活用という点では有効な施設というか、なると思っております。そういうところで、子供たちとのスポーツ交流ということで、産業交流センターとかJヴィレッジで行って、その交流の様子を写真パネルとかビデオ映像とか、インターネットで紹介するということがあれば、これは双葉町の活性化ということに少しでもプラスになる働きになってくるのではないかと思います。そういうようなことをどうしても流れとして考えていくわけです。

こういう企画をぜひまちづくり会社、これはまちづくり会社としても、商工会さんは入っておられますが、今の段階ではまだまだそこまで行ってないということを、この間の双葉町の商工会総会の時に商工会長さんにお聞きしたところ、やはり町主導的な形になるだろうと。ということになると、流れとしては、まちづくり会社（ふたばプロジェクト）で取り扱っていただきたいと。ふたばプロジェクトについては、新聞紙上でもやはり広域的な、各町村いろんなまちづくり会社の命名されたものがあるわけなので、広域的なつながりということでもJヴィレッジ、それから産業交流センター、まさしく産業交流センターですよ、名前のとおり、そういうところで取り扱っていただきたいと。ちょっと話膨らんで長くなってしまったかもしれないのですが、質問の趣旨としては文面に書いてあるとおりです。町長、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、友好都市とまちづくり会社について。友好都市との交流とまちづくり会社についてのおただしですが、友好都市との交流は、厳しい状況にある当町にとって、かけがえのない大切な関係であり、ご存じのとおり、両自治体からは温かいご支援等をいただいているほか、相互の交流を続けているところであり、今後も友好関係を強固なものにしていきたいと考えております。

また、交流イベントを避難指示解除後の町内において実施することも有意義であると考えております。友好都市盟約を締結している行政が担い手として想定されるのは無論のことですが、民間同士による交流も深めることができれば、友好関係のさらなる強化に資すると考えており、ご指摘をいただいた内容は、庁内で検討を深めるとともに、一般社団法人ふたばプロジェクトにも伝え、相談してまいりたいと考えています。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。事前に商工会並びに関係者の方にはお話しさせていただいたし、何よりも今回、友好都市との議員研修に行かせていただいた、関係者の方には感謝させていただきます。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。3番目、放射線量等検証委員会についてということです。私は今、現場に毎日のように行って、なおかつその現場の建設土木の工事前、それから廃棄物が出た中間時期、そして工事完成後というふうに、最低限そういう3つの大きなスケジュール工程の中で放射線の測定なんかをしているわけです。ただ、装置の個々の部分では新しくなっても、全体のシステムの流れはまだ昔のままです。ですので、文面に入りますが、除染後の評価については、その過程と結果の透明化を行うことで、町民に対し、より一層の信頼性を提供できるというふうに考えております。また、現在の社会的技術動向を踏まえた上で、ドローンを使った放射線測定というのも、上空5メートルから140メートル上空からの放射線分布状態をリアルタイムで測定できるという最新の技術としてもう既にあります。民間で2社、競合してコストダウンを図って、私はその現場の現実のど真ん中にいて、この間も打ち合わせしてきたばかりです。

基本的には、環境省もそうでしょうし、あとはJAEAとかを含めて、国レベルの研究機関とか、あとは福島県の建設事務所さんとか、それとあと町を含めて、やはりこれ具体的に投資、予算を割いて、来年の3月に向けて、少なくとも年内にそういうドローンを使った詳細な放射線分布。私は見えていますよ。どうということかということ、3次元化、例えば森林にしてもそうです。道路にしてもそうです。虹色の、色の分布が見れるわけです。なおかつ、技術的には、高さだけではなくて、これは以前からあるのですが、震災後、深さ方向もある程度わかるようになった。深さも、高さもある程度見えるようになってきている。それが3次元的な3D、視覚化ということで、JAEAと民間がやっているわけです。そういうことを恐らく知っていらっしゃる方は、資料とか手元に持っていらっしゃる方はいないのではないかとというのがちょっと懸念していることなのだけれども、そういうことで、そういう新しい技術の使用ということ、町としてそれを予算化するということも可能性があるのか。

そして、その情報の共有化として、これらの一連の流れ、除染の検証ですね、一連の流れを、現地放射線計測から始まって、結果の図表表示とか、あるいは評価検証、そして町へ回答する工程経過内容というのを、図画とか写真を使って、わかりやすく、事前に、町民の人たちに、わかりやすく手順書として、あらかじめ情報公開しておく必要があるだろうと。この間の全員協議会のときにも、住民生活課の課長さんなんかにもお願いしたりとか、言ったことがあるのですが、今回改めてこれをぜひ、少なくとも来年の3月にはJRがオープンになるわけなので、年内にぜひ実施していただきたいような形を考えているのですけれども、町長としては、そういう現状を踏まえた上でのお考え、必要性があるかどうかをお伺いいたします。済みません。質問長くなりました。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、放射線量等検証委員会について。放射線量等検証委員会は、避難指示解除を目指していく上で、町内の放射線量が十分低減しているかを町として確認するために専門的な視点から検証いただく目的により設置しております。

まず、ドローンを使った放射線測定についてのおたただしですが、現在、無人ヘリを使った町内の放射

線測定を独立行政法人日本原子力研究開発機構が内閣府などからの委託により実施していることから、改めてドローンを町の環境放射線モニタリング事業として活用することは考えておりません。無人ヘリによる測定データに関しましては、検証委員会にて活用させていただくように提供を求めてまいります。

なお、現在、検証委員会では、町内の放射線量等の検証について、環境省による除染後の放射線量のモニタリング情報などをもとに議論しているところです。

次に、手順書としてあらかじめ情報公開することについてのおたただしですが、この検証委員会での議事内容と資料、そして中間報告や最終報告については、会議後に町公式ホームページなどを通じて公表することで、議論の過程の透明化を図ってまいります。

また、町へ報告する工程ということでは、8月ごろに中間報告を、10月ごろに最終報告の提出をしていただける予定と聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ただいまの町長の答弁ということで、JAEAさんのほうで、あらかじめこういう技術的なレベル、あるいは最終的な放射線量の結果についての判断が、おおよそその部分で決まるということなので、町としての直接的な関与はしないというふうな話なのですが、いずれにしても、情報の公開という部分で、そこまでの情報の公開請求をできるのかどうかということですよ。結局、私のように現場に行っている者は、その現実のイメージ図とか、もういただいているし、あと自らも自らの会社の中でドローンを操作し、それで去年の秋の、例えば環境放射能対策展とか、それから郡山市で行われたロボット・航空宇宙展ふくしま2018とか、あとは何よりも廃炉フォーラムとかの中で、既にこういう技術は紹介されているわけなのです。ただ、一般の人たちは知らない。ただ、そうなってくると、組織の結論を信じるというふうな、本当の意味では国を信じますよというレベルでの判断になる。むしろ信頼性を増すということであれば、そのデータ内容についても、ああこういうふうに見えるのだというふうな情報開示請求ができるというふうな、例えば町からの回答なんかがあれば、気になっている個人の、一般の人たちが、それを町に、うちの状況はどうなっているのですか、それを3Dのプリントアウト、七色の色がついたような、プリントアウトしてもらえるとということも逆にできる、そういう時代に私はなってきたと思うのです。

いつまでも個人の線量計でもってこんな、ピピピッと当て、測定して、スポットだけの数値を見て、それで地図の中に赤、白、黄色の、ポッチがあるだけでは、僕は納得できないかな。確かに暇もお金もかかるかもしれないけれども、国内の技術レベルはそこまでやってくる。実際、担当者はJAEAの研究者だったり、それから民間の職員だったりするけれども、理想的だと。あとはそれをコストダウンするにしても、そのニーズを開発するにしても、そういう部分での町の、要するに現場を提供するわけですよ、我々は。ただでやってもらえるということだったら、それにこしたことはないし、それが今後は廃炉とか、世界各国に、こういう日本の技術があるということであれば、市場開拓にもつながる

わけだし、いろんな意味での、協力という言葉が適切なのかもしれないですね、しますから、そういうことを情報公開してくれるように働きかけましょうみたいな形でぜひ、これもちょっと要望になってしまうかもしれませんが、町長に、皆さんには、執行部の方には、そういう現実があることもきちんと認識して、あっ尾形はあんなことを言っていたと、それはもう現実だよと、今までと日進月歩で違っているわけだし、町民の人たちへの理解ということでもプラスになると思うので、ぜひ再度、認識という言葉が正しいと思うのですが、していただきたいと思います。これもこれで、要望という形になってしまうので、終わります。

質問としては以上です。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

これで本日の一般質問は予定を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 1時57分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和元年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月13日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅野博紀君

2番 石田翼君

4番 高萩文孝君

日程第2 議案第27号 専決処分の承認について

専決第1号 双葉町税条例の一部改正について

日程第3 議案第28号 専決処分の承認について

専決第2号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第29号 双葉町税特別措置条例の一部改正について

日程第5 議案第30号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第31号 双葉町介護保険条例の一部改正について

日程第7 議案第32号 鴻草・寺松線外2路線道路災害復旧工事請負契約の締結について

日程第8 議案第33号 羽竜迫線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結について

日程第9 議案第34号 福田迫・宮下線道路災害復旧工事請負契約の締結について

日程第10 議案第35号 宮ノ脇・森合線（森合橋）災害復旧工事の施工に関する協定の締結について

日程第11 議案第36号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結について

日程第12 議案第37号 土地の取得について

日程第13 議案第38号 令和元年度双葉町一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第39号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第40号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 選挙第1号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	鈴木健一君
総務課長	平岩邦弘君
復興推進課長	大浦富男君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	舶来丈夫君
生活支援課長	朝田幸伸君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位3番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号5番、通告順位3番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

1番、生活サポート補助金について。生活サポート補助金については、国、大熊町、当町との話し合いで、1年当たり10万円で、10年間の町民に対する補助金だと思っておりますが、大熊町では残りの7年分を一括で支払いをするとのことですが、国、大熊町、当町の話し合いはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、生活サポート補助金について。国、大熊町、当町の話合いはどのようになっているのかのおただしですが、昨年大熊町とともに環境省との協議を行ったところ、環境省からは、現行制度の中での上限額の引き上げは難しい、つまり単年度で10万円を超える交付は不可との回答がありました。このことを受けて、大熊町では中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金からの交付を取りやめ、町独自の制度、大熊町生活再建促進交付金事業を新設したものです。

当町といたしましては、一般財源での大きな支出は将来町民の皆様の負担となる恐れもあることから、一括での交付は行わず、今後も生活サポート補助金を活用し、町民の皆さんの生活再建の下支えとして支援していきたいと考えています。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 大体は僕も調べて、わかってはいるのですけれども、当町は一般財源がない。

ないと言ったらあれですけども、大熊から見れば乏しい一般財源なので、これ、3者で話し合うという、一番最初に町長、説明が僕たちにはありました。その中で、3者で話し合った中で、今現状で言うと、当町は誰も帰還していない。だけれども、大熊町はもう帰還というか、解除された地域が出てきたわけですね。この原子力災害の中で一番ひどいのはどこの町なのかという、当町だと私は思います。本当に話をするという意味で、大熊町、国と話し合うのであれば、国を含めて、例えばですよ、今までの基金をすりかえてもらって、大熊町さんもそうやってやるのであれば、双葉町と一緒に、大熊さんだっって一般財源は余り使いたくないと思うのです。その中で国との話し合いをもうちょっとできないのかな。例えば、財源についても双葉町は一般財源で出すのではなく、例えば、本当に中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金2,000億円は県にあるわけですね。そういうものを、実際に中間貯蔵の影響を受けてこういうふうになっているわけではないですか。その中から、例えば無金利で10年間やらせてくれとか、そういう話もないと、大熊側の町民の方々と双葉側の町民の方では格差が出てきているのかなと思います。ましてや、この生活サポート補助金というのは、次に出ているからあれですけども、補償賠償がちゃんとなっていないから、多分つくったようなものではないですか。

そういうことも考えれば、国、今度は県も入れて、大熊さん、また当町との話し合いの場をつくって、出どころ、要は貸してくれるところ、無金利で貸してくれる、なにしてくれる。これ、当町の町民が悪い、当町が悪くてこの原子力事故で避難生活をするををしているわけではないので、そういうちょっと一歩進んだような行動を、町長、できるのかどうなのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、大熊と双葉の違い、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金から交付がされまして、単年度で生活サポート補助金10万円ということで、これは交付金の事業です。これは恐らく日本全国どこを見渡しても、この交付金事業としてはこういうふうな対応というのはされていないはずです。ここは、大熊、双葉が真剣に国と向き合い、いろいろな調整をしながら、単年度ではありますけれども、10万円という交付金を交付できるような対応をしたということは、皆さんよくご存じのことだと思います。

一方、大熊町では今後7年間を一括で、70万円ですけども、一般財源を取り崩して交付決定すると。これは中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の基金ではありません。まさに一般財源でやってしまうと。先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、将来的にこの一般財源からこれを町民の皆さんにお渡しすることによるいわゆる財政的な厳しさというのは、必ず双葉町の現在の財源の状況では厳しいことになるだろうということで、これは双葉町は継続をさせていただいていると。

議員からご指摘のあったように、ほかのいろんな取り組みをすることによってその対応はできないのかと、そういう話も実は大熊、双葉と国との3者でずっとやってまいりました。結果的に言わせていただければ、いろいろな、何度も何度も協議を重ねながら、そういうふうな交渉はしてまいりまし

たけれども、国としてはこれ以上はもう無理ですと。結果、そういうふうなことになったということで、その部分は非常に議員ご指摘のような、ほかの部分で、もし可能であるならば今後も交渉は継続していきたいと思えますし、別な部分で、例えば今回3,010億円という中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金、これは県のほうに約2,010億円入っているということは、これはみんな周知の事実だと思います。そういったことも含めて、県との話し合いの中でも、可能性があるかどうかも含めて、いろいろ相談をさせていただきたい、そういうふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは町民の方からすごくいっぱい電話をいただいている問題なのです。実際には大熊と双葉は、では別なのかという話、格差がもう出てきているという、私は先ほど申し上げました。

町長の答弁もわかります。日本全国でこういう取り組みをやっているのは我々の地域だけだと。だけれども、日本全国でこの原子力災害で避難が続いている場所も我々の場所ということなのです。国の言っていることはよくわかります。前例なのです。前例で、では新しいものに対して全然取り組んでいないというふうに見えるのです。例えば、新しい、国民が苦しみを味わっているときには、では前例から持ってきてもだめなわけではないですか。今まで、これはもう8年、9年目に入っていますよね、この避難生活は。その中で、そんなところが今まであったのかということなのです。それで、今本当に避難生活がこれだけ続けば、前の収入、前の生活、全然もう元に戻れないような状況。将来性も全部ないわけではないですか。その中で今本当に頼れるというのはお金だけなのかなという部分が出てきていると思うのです。

いろいろな面で、本当に先ほどお話しさせてもらった、ああ、こういう案もあるのだなというので、例えば70歳以上、65歳以上の方だけでもそういうふうにするとか、本当に生活が大変な人だけでも、そういうふうに町が補助するような感じで、補助というか、財源は確保してですよ、別に。やるような取り組みをしないと、これでは町民同士なり、この避難地域の不平等さが随分出てきてしまっているのかなと思います。さっき言ったように、中間貯蔵とか、そういうものも受け入れて、国に協力している、そういう自負は双葉町は僕はあると思うのです、間違いなく。だったら、国としても当町町民、町民あつての双葉町だと思うので、当町町民を救うような施策を考えていただいて、交渉していただいて、もうやってしまったけれども、大熊さんも、こういうのだったらいいなというような施策を考えていただきたいのと、僕たちも、それは施策を考えるのは協力できないわけでもないと思うのです、議会でも。だけれども、そのほかにも、この財源に関しても何にしても、ちょっと今生活保護者も出てきてしまっている状況なので、そこをちょっと、もうちょっと考えていただけるかなと。今後もその取り組みを、できれば早くいい方向に進めていただけるかご答弁お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

この生活サポート補助金だけではなくて、双葉町の実情、実態というのは、まず被災12市町村と言われている中で双葉町だけが全町避難を継続していると、これは紛れもない事実です。ですので、単純な話、避難生活が継続している唯一の自治体と言っても過言ではないと思っています。そういったことから、国、東京電力に対しては、町としてこの被害の実情、実態、それぞれの被災の状況というのは複雑多岐にわたっているので、それぞれの個別案件に関しても丁寧に対応をし、今回の原賠審の指針であっても、最低の状況、最低の条件だということが書いてありますので、そういうふうな最低の状況から何ら変わることはないように、双葉町のこの実情を考えたときに、やはり何らかの被災をして、いまだに避難を強いられている住民の皆さんのための賠償の考え方というのは新たに考えられるべきではないかということは、一昨年、原賠審の鎌田会長以下、町内視察をされたときにそういう話はさせていただいています。

今後ともその継続をさせていただきたいということで、まず被災をしている自治体、さらには被災をしている人たちの意見を聞かない中で原賠審の指針の改定というのはあり得ないのではないかとということも申し上げさせていただいておりますので、今後そういうふうな機会があれば、さらに原賠審、国、東京電力に強く要望していきたいと思っておりますし、まずなかなか現状この賠償やいろいろな補償に関して前進化が見られないというのは私自身も感じております。しかしながら、これは根気よく継続することによって状況を打破していくというふうなことも必要だと思っておりますので、町民の皆さんには大変ご苦労かけておりますけれども、我々執行部としては常にそういうふうな気持ちで取り組んでいるということを理解させていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2、補償賠償について。補償賠償については毎回質問していますが、何も進展がない。現時点で当町町民は避難生活が続いているにもかかわらず、補償賠償は終わっている状況です。当町町民の復興は、よくなるよりも悪くなっている人のほうが多くいると思っておりますが、町民の復興についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、補償賠償について。町民の復興についてどのように考えているのかとおたがしですが、双葉町は避難指示が出された自治体で唯一、現在も町全域の避難指示が継続しており、今後とも避難を強いられた状況が相当期間続く見込みであります。これまでも、他の被災地域と比べたときの町の特殊な事情を十分認識し、被災地域について一律の対応とするのではなく、町の被害実態に即した賠償の実施や、必要な生活再建支援の充実、継続を図るよう、国や東京電力に対して求め続けております。

また、目に見える形でまちの復興を町民の皆様にお示しするためにも、特定復興再生拠点区域内の除染、働く場や新たな生活の場の確保など、帰還が可能となる環境の整備を進めているところであり、それによっても町民の復興を実現させる考えです。

今後引き続き関係機関と連携し、被害実態に即した賠償、具体的な生活再建支援策の充実について粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 昨日の一般質問で同僚議員の質問の中に、長期帰還不能の賠償についてというものがありました。それは中間指針の第四次追補に基づいての質問だと思うのですが、中間指針がなぜできたのかというのをちょっと僕、一番最初にできたときに、文部科学省ですよ、電話して聞きました。これは多くの被害者がいて、一律に賠償しないと、結局皆さんのこれからの、今現在の生活等々ちょっと大変なのだ。だから、とりあえずそれをやらせくれという説明がありました。それを信用していたら、逆に言うと東京電力さんでも、そういう原因者の会社のほうが、今度は逆に、どっちが被害者でどっちが加害者なのだろうというような方向性、今進んでいると思います。

今現在、当町町民は、復興よりも今の生活が大変だと思っています。大変な方はいっぱいいらっしゃいます。先ほども言ったように、生活保護者、それは自己責任の部分もあります。だけれども、そこを何とか守っていかなくてはならないのが当町の役目ではないかなと思います。

第四次追補まで出ましたけれども、実際に言ったら、いつ、ちゃんとした賠償をしてもらえるか。一次、二次、三次、四次まで出ていて、だんだん、だんだん、もうそんなことをやりますよみたいな、ちゃんとした一人一人の賠償をしますよというような方向性からかけ離れてきているのかなと思います。

避難生活の中でも、今環境省さん、家の解体始まっていますよね。家の解体をやりました。そして、塀と、例えば木を切ってもらえない。根っこが残った。そこに今度は原状で、要は借地の場合は原状復旧なので、今度は自分たちでお金を出してそれをやってもらわなくては。今双葉町で自分でできるといっても、その中で作業をすることはあり得ないことですよ。管理も何もできない中で自分の家の、今までみたいに日曜大工みたいなこともできなくて、逆にそういうお金を払うとか、どこでやっていいかわからなくて、自分で機械を買って、自分でやっている方まで出てきてしまった。避難生活だけではなく、前のその生活に対してもお金がかかるような状況の中で、やっぱりちゃんとした賠償を求めていくべきだと思うのですよね。

本当、例えば東京電力の原子力、廃炉に向けてのことに對しても当町は随分と協力していると思います。ましてや、高レベル廃棄物は当町に運び込んでいるわけですよ。うちの町にはもともと高レベル廃棄物は無かったものが、要は協力して当町の部分に固体廃棄物建屋等々をつくって、その許可も、実際に言ったら、余りにも大き過ぎて、県の許可ではないですか。双葉町の許可内ではあるようなものではなくて、すごく大きなものをつくって、日本の復興、そういうものに協力しているにもかかわらず、当町町民がその肥やしになっていると。

誰かが我慢をしなくてはならない。その我慢をしたけれども、対価というのはどういうふうになっているか。これは強く町長、中間貯蔵にしても何でもそうです。中間貯蔵にしたって、今までは運び

出しますよ。出すところも決まっていらないのに入れて、どうやって出すのということですよ。あと何年で決められるの。そういう応分の負担ばかりが来て、ちゃんとした国民としての権利をちゃんとしてもらっていないのに、町がそれを暗黙の了解みたいにするのはちょっとおかしいなと思うので、ぜひとも本当に町長、東京電力、国、今までの協力した対価をぜひともこれは交渉していただきたいと私は思うのですが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、賠償の部分につきましては、先ほども申し上げましたけれども、我々も納得しているわけではないということをまずわかっていただきたいと思います。この部分に関しましては、私どもは国、東京電力、さらには原賠審とのいろいろな話し合う機会があったときに申し上げていますが、唯一全町避難が継続している町だと。他の自治体と違うのですよ、その部分は全然状況が変わっていると。

さらには、それだけではなくて、避難指示解除ということ考えたときに、さらにその避難指示解除もしていない自治体だと、そういうふうな特異な自治体になってしまっているということ考えたときに、その部分の考え方は賠償としてしっかりと付加するべきではないかということで、これは強く申し入れはさせていただいております。

さらには、先ほど東京電力の高レベルの廃棄物の話が出ました。固体廃棄物貯蔵庫等事前了解ということで、町は東京電力の福島第一原子力発電所の廃炉に向けての取り組みは、これは全面的に支援をするということで対応しております。ただ、東京電力もそういうふうな協力だけを得るのではなくて、こちらのほうのいろいろな厳しい状況も理解をして、この賠償であったり、双葉町の実情に合ったいろいろな取り組みには真摯に話をして対応するというふうな話をもらっています。残念ながら、なかなか我々が達成感のあるような話には進んでいないようには思いますが、今後ともその部分は強く申し上げていきたい、対応していきたいと思っております。

あともう一つ、先ほど再質問の中で話がちょっと出ましたけれども、環境省の除染解体、こちらについて話がありますが、私どもでも他自治体の除染の状況、いわゆる解体除染ということで、やった後更地にすると。原状復帰、更地にして戻すというのは、これは契約の当たり前の考え方でありませう。そういったことがされなくてはおかしいでしょうということの意味合いだと思います。そういうことに関しましては、現状の話と実際現場での話というのは、これは多少の差があってもしかるべきだろうし、実際3者で話し合いをしたときに、まずその土地を持っている人たちが納得をするような解体であったり除染であったりすることが必要だろうと。そういうふうなことがなされなければ、これはおかしいと。特に双葉町に関しては一番被害の実情が厳しい自治体であるから、ほかの自治体よりさらなる除染の徹底というのはされるべきだと思っておりますので、町としてもそこにはしっかりと取り組んでいきたいと。ただ、住民の皆さんがしっかりと納得をした状況でない場合には、町のほ

うにぜひご相談いただきたいと思います。町としてしっかりと対応させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

すみません。その解体除染に関しましては、担当が建設課ですので、建設課のほうに皆さんから、議員の皆さんもそういう話があったときには建設課のほうに連絡するようにご指導していただければありがたいです。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 補償賠償に関しては、もう9年目に入っているのです、町民の補償賠償、ましてや企業に対しての補償賠償。町がつかんでいる以上に東京電力さんの態度、「払いません」、「無理です」、「実例がありません」。実例のないものをつくったのは東京電力ですから、それが僕は、実際に言うと、原因者なのか、被害者なのかという面でちょっとおかしいのかなと。「上に聞かなくてはわかりません」。聞けば、絶対「だめです」というような、これはちょっとおかしいと思うのです。それだったら、ちゃんと、もうこれだけ時間がたっていて、もうほとんど賠償、補償が、帰ってから1年間というのものが出ているので、数は減っているにもかかわらず、あやふやではなく、ちゃんと答えが出せる。だめならだめで、ちゃんと納得できるような答えだったらいいのですけれども、「皆さんに納得のできるような説明をしに来ました」。では、納得できないのだけれども、どうしたらいいのという話をしたときに、「これで納得してください」。これは普通交渉でも何でもありませんよね。強制というのです。その強制的なことをして、町には、「いや、ちゃんとした誠意ある対応をします」と言ってくる。全然誠意のかけらもないと思うのです。やっぱり困っていること、なにすること、ちゃんとそういう対応ができるような方向性のものをちゃんときちっとこれからもちょうと進めてもらいたいし、現状もう切羽詰まっている方がかなりいますので、そこは町としての対応もスピーディーにやっていただかないと非常に困ると思います。

次の質問にちょっと絡むようなあれになるので、とりあえずそれに対してのご答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

おっしゃることは十分私も理解しておりますし、そういうふうな町民の皆さんからいろいろなお話も私も直接伺っております。そういうふうな丁寧に説明をして理解をいただくという取り組みが果たしてなされているのかというのは、これはいろいろな人たちの感覚であり、人によっては、ちゃんとやってもらったよという人もいるかもしれませんが、中には、いや、全然だめだよと。

一番私自身が自分も体験して思ったのは、この福島に入っている東電の賠償のチームというか担当の人たち、これは本当に丁寧にやっていただいているなという感じはします。ただし、本社にお伺いを立てないと判断はできませんという話に必ずなります。そうなったときに、ほとんどこちらで調整したものが水泡に帰すというか、対応されないというふうな現実も私自身も目の当たりにしておりま

す。そういったことは東京電力に強く申し入れをしていきたいですし、私の知っている中でも、震災当初のころは認めたものが、今になったら、同じ状況、同じ案件であっても認めないというふうな事象もあるのは私も確認しております。そういったことを言っても、いや、現場ではという話になってしまうので、その辺は現場の担当の皆さんにもしっかりと頑張っていただきたいですし、本社のほうで被災実態、避難をして苦しんでいる人たちの気持ちになると言いながら、なっていないのではないかというのちょっと感じるような昨今でありますから、そういったことも強く今後町としても申し入れしていきたい、そういうふうには思っています。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 3番の双葉町の財源について。双葉町の将来における財源確保については復興と同じぐらい大事な問題だと思っておりますが、今行政として将来の財源確保などで取り組んでいることなどあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、双葉町財源について。将来の財源確保についてのおたただしですが、震災以降、町では被災者に対する町税の減免に関する条例を制定し、被災者に対する各種税負担の軽減を図っているところですが、この町税の減免分につきましては震災復興特別交付税により財源措置がなされているものの、人口減少等による個人住民税の減収や固定資産税の減価償却分の減収については財源措置がなされておられません。さらに、現在町が実施している復旧・復興事業や町民の皆様の生活再建、きずなの維持などの事業については、国の交付金や震災復興特別交付税などの財源措置がなされておりますが、復興・創生期間が令和2年度で終了となることから、復興財源の確保が喫緊の課題となっております。このため、町では議会とともに、復興庁廃止後における後継組織の設置とあわせ、長期的な復興財源の確保を国に強く求めているところです。

次に、財政計画の取り組みとして昨年度財政シミュレーションを作成し、令和7年度までの復興事業を初め、経常的経費についても必要財源の把握に努めております。今後この財政シミュレーションをもとに、5年後、10年後の財政運営を見据えた中長期財政計画の策定に取り組むため、今年度双葉町行政組織規則を改正し、総務課財政係を財政計画係と財政管理係の2係制にするとともに、財政担当者を3名体制とする組織強化を図りました。また、町では中野地区復興産業拠点への企業立地を推進しているところであり、企業事務所や企業就労者等の増加により、税収を確保していきたいと考えております。

今後も町としては財源の確保と事務事業の効率化を図るとともに、ハード事業の整備に当たってはランニングコストを見据え、将来の財政運営の負担とならないような事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。町長、今までのありきたりの財政計画では、

僕はちょっと双葉町の将来は厳しいのかなと思うのですが。例えば、例えばの話です。もうここまで来たら、国との交渉で将来の財政計画、大学問題、昔、前に話していたのです。大学をつくってどうするのだと思いますけれども、原子力の廃炉、これからいっぱい世界で出てきます。原子力、火力、風力、いろんなものがありますが、この福島県内でできるものというのは、海外の技術者を育てる大学であれば、この日本国内ではなくて、海外から学生さんたち等々見込めると思うのです。例えばそういう、できるか、できないか。だけれども、できるか、できないかという前に、取り組まなかったら絶対できないです、考えだけでは。

また、企業誘致にしても、ここに本社を持ってきていただける方。それは、例えば何が魅力があるかということ、ここに本社を持ってきてくれることによって町がバックアップする、国の補助金とかそういう。それに関して、そこで小規模事業者とかそういうものが生まれてくるのかな。最初からやり直さなくてはならないような感じになってきているのが、商工会等々でもそうですけれども、次の世代が頑張らなくてはならない時代なので、今までの方々ではなく、世代交代をしていって、住みやすいまちづくり。例えば、住めないとしても、その中で商売をやっていただいて、法人税等々いただけるような組織。それは5年、10年で速やかにやらないと、双葉町はそれ以降があるのかなのか、すごく心配なのです。そこら辺はどういうふうを考えているのかな。

今現状で若い人たちがいろいろやろうとしているところがありますけれども、双葉ではふたばプロジェクトをつくりました。民間を邪魔していたらどうしようもないです。民間の会社が、ちゃんと社員もいなくても、自分でちゃんと利益を出してもらって税金を納めてもらうというのが僕は普通の行政だと思うのです。今回もやり始まったのもうあれだと思うのですけれども、産業交流センターにしても35億円、それだけのお金を使って、では30年で35億円では普通民間はやらないです。やらないので、その民間の力をもうちょっと。商工会としても町と連携して、今度やる気ある人いませんかということ。産業、農業にしても何にしてもそうなのですけれども、そういうような本当にちゃんとしたまちづくり、自立してやっていけるまちづくりをもうそろそろやり始めないとまずいのかなと思うのですけれども、町長、財源確保ってそういうことだと僕は思います。交付金で補ってもらえるといっても、交付金で補ってもらっても、今まで本当に100億円も、50億円ぐらいで震災前は、一般会計48億円、そのくらいですから、今は300億円です。膨らみ過ぎているのもあるので、それをどういうふうに小さくするのかというのもいろいろあると思うので、例えば本当に、経営コンサルタント、よく言いますけれども、例えば銀行のOBとか、そういう方を本当に臨時職員に来てもらって、そういうつながりとかそういうものも、結局福島でやらなかったら、東京とかそういうコンサルタント、僕は信用できないというわけではないですけれども、やっぱりこの地、福島、双葉町というところは、やっぱりその風土とか、そういういろんなものがあるので、そういうような方向で財政を、思い切って何かないのかなという質問なのです。

今後、もう多分この財政に関しては5年後、10年後、20年後、30年後ぐらいを見ないと、とてもで

はないけれども、やっていけないと思うのです。湯布院って九州にありますよね、大分の。あそこはまちづくりに100年計画で取り組んでいます。我々の町もいつ帰還できるかというのは、ある程度のものはあるでしょうけれども、本当に100年、50年計画を立てる時期に来ていると思うのですけれども、財政を含めて。そこら辺どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。話が多岐にわたり、なかなか答えになるかどうかわかりませんが、今議員からご指摘のあったことに関して、私の答えられる範囲で答えさせていただきたいと思います。

まず、私自身も常にこれは国、東京電力なんかにも行ったときに話ししておりますけれども、まず廃炉、私の口から言うのはなになのですかけれども、いわゆる廃炉ビジネス、日本の国内の原子力発電所、さらには海外にある原子力発電所も年数がたてば廃炉にしないといけないと、これは当たり前のことです。そういったことに関して、熟練した技術者、そういう人たちを養成する施設があってもいいのではないかとというのはずっと話をさせていただいております。これが大学なのか、研究所なのか、研修所なのか、それはいろいろありますが、双葉町としては既に各界にそういうふうな話はさせていただいております。それはまだ、なかなか結びつくような状況ではありませんけれども、今福島第一の廃炉に向けての取り組みで一番苦しんでいる大熊、双葉につくるのが当然の話ではないかと。ましてや、双葉町には福島第一原子力発電所の5号機、6号機が安定的に冷温停止をしていると。まさにリアルモックアップで、これを使ったらどうだという話はさせていただいております。そういったことで、それがどこまで具体的に進んでいくかというのは、これは今後の取り組みだと思っております。

さらには、中野復興産業拠点に本社をとという話、これはもちろん、本社があるかないかというのは税収の部分では物すごい差が出るというのは私もわかっております。残念ながら今誘致している企業で本社機能というのは、町内の企業が今年立地協定を結んだ、双葉町で起業していた企業の2つがまさに本社でありますから、そういった部分では、どんどん事業内容がよくなって頑張ってもらえば双葉町の税収にも見返りがあるのかなというふうに思っております。そういったものをどんどん町としてもバックアップをしながら、地元の企業、さらには双葉町に進出してくる企業でもそういう意識のあるところにはしっかりと支援、応援をできるような、町として考えております。

さらには、いろいろな、今最後にご指摘ありましたけれども、商工会。商工会と連携してという話は、町としては商工会とは連携しなくてはならないというのは常に思っておりますし、いろいろな事業、商工会のかかわるいろいろな取り組みには事前に商工会のほうには話をさせていただいております。中には、残念ながら、商工会にお願いしていても決まらないものも過去に数度ありました。そういったことができる、できないというものは、それぞれのものに見合ったものというものはあると思っておりますが、今後とも商工会とは連携しながら、商工会にかかわるような事業内容であれば事前に商工会

のほうに相談させていただき、連携、協力をしていきたい、そのように思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 財源確保、今後の町のことでございます。町のことにしましては、もっともっと、本当は町政懇談会等々若い人たちが出てくれればいいのですけれども、なかなかそのチャンスがないというのも一つだと思うのです。財源確保にうちの会社が行くよとか何とかという話があれば、もっともっといい話が出ると思うのですけれども、実際町でやる町政懇談会に出られる時間ではない、子育て世代で忙しいとか、いろいろ事情がありますけれども、そういうものを何か打開できるような話し合いの場ができればいいかななんて私も思っています。それは財源がなければ町はやっていけないということは、町民も守れない町になってしまう。

それと、今は本当、交付金とかそういうものに頼るしかないですけれども、それをいつか脱皮しないと、我々が悪くてなった事故ではないので、そこをちゃんと踏まえて、面倒見てもらうところは面倒見てもらって、進めていっていただきたいと思います。

では、4番の双葉中学校について。全国各地でいじめなどの問題が取り沙汰されておりますが、双葉中学校では課題や問題などないかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

4、双葉中学校について。双葉中学校での課題や問題についてのおたただしですが、本年度双葉町立双葉中学校は全生徒12名、教職員9名、事務職員1名、英語指導助手1名で教育活動を行っております。

問題として取り組んでいる事案は、不登校生がいるということです。自己実現、進路実現に向けて計画的な指導助言ができていないことが問題であり、学校側とも協議の上、次のように組織的な対応を進めております。

1つ目は、担任及びスクールカウンセラーを軸とした保護者との面談、2つ目は、管理者（校長）と担任による家庭訪問の実施、(3)が、管理者（校長）と町保健師による家庭訪問の実施を繰り返して実践しておりますが、まだよい方向に向かっていないのが現状であります。生徒の気持ちが学校に向くよう、引き続き関係機関とさらに連携してまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ、不登校問題だけではなくて、ほかにもありますよね。これはずっと、僕は去年1年間我慢して一般質問に出さなかったのです。前に問題を起こした先生が去年も、前年度もいろいろなかったですか。親と、保護者と話し合って、納得のいく回答を出せましたか。結果を出せましたか、教育長。この不登校問題にもかなりかかわってきていると思います。受験を控えた3年生が何人、何%不登校なのですか。だめな人に言えなくなってしまうのですよね、自分たちがちゃんとやらないと。ましてや、教員が校長、教頭に見届けてもらって授業を行うというようなことはやって

いませんか。何で隠すのですか。不登校も、これは問題だと思います。ある一定の悪いことがなければ、僕は先生が生徒を叱る、連れていくというのは当たり前だと思います。自分たちに原因があるから、そういうふうになっているのではないですか。今僕が質問を出したのは、自分たちでちゃんとうみを出してくださいというので、それが出し切れないからこういう事態になっているのではないかなと思うのですけれども、もう一度伺います。課題、問題はありますか。

○議長（佐々木清一君） 館下教育長。

○教育長（館下明夫君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘のあるように、以前に教師の発言による問題があったことは事実でありますし、それで大変ご心配かけたところもあるかと思いますが、それに向けて学校組織で丸となって取り組んでまいりましたところ、ことし2月に確かに学校からも報告もあり、保護者からも直接相談を受けた事例も確かにございます。

その辺を学校のほうと協議しながら、今後どんなふうに進めていくかということを学校と協議して取り組んでまいったところではありますが、先ほど議員のご指摘の不登校の部分でございまして、ちょっと説明させてもらいますと、文部科学省が示している不登校の定義または具体例というのがございます。これは6点あるのですけれども、1つ目が、学校生活上の影響、2つ目が遊び、非行、3つ目が無気力、4つ目が不安など情緒的混乱、5つ目が意図的な拒否、そして6つ目として、これらの複合的なものということを経験して、以前に欠席が継続になってきた部分のその時期を、それと家庭からの相談状況を見まして、この不登校の一つの原因となるものが複合的な要因というふうに考えてございまして、それに対して関係機関も連携しながら、今いろいろ学校と協議しながら取り組んでいるところでございます。

確かに先ほどの答弁にも話しましたように、中学校義務教育は自己実現、そして進路実現に向けて、やっぱり学校として支援、指導していかなくてはいけない部分だと思いますので、そこは今後しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ちゃんと僕は、通告に従って出している答弁ではないですよ。本当にないのですかと言って、何で出てくるのですか。最初から何でその問題を、2月の問題を出してこないのかなと。同じ方がやられているわけですよ。先生って、僕はいい人はいっぱいいると思うのです。その子供たちを思って何してと。だけれども、学校側が、1回目にやったときから校長先生、教頭先生を、1人で授業させないようにちゃんとつけていたわけではないですか。そのいないときに限ってまた同じようなことを言って、言いわけで済むのですか。それで保護者は怒っているわけです。というのは、双葉中学校は先生のためにある学校であれば、僕は要らないと思うのです。生徒のために、町執行部、子供たちがということをつくっているのですけれども、そういう報告がちゃんとなされているのかなと。あの時はちょっと、記憶はあれですけれども、顔が怖いとか何とかというので、後ろ

に行っていると。それが、顔色が悪かったと言いました。完全な言いわけではないですか。2回も同じことで、処分も何もない。そのまま居れる。逆に、その子はちゃんとしている。ちょっと、ほかの子たちは、その先生が嫌だといって不登校になっている。原因をつくっているのは学校ではないですか。その先生が怖いから行かない。前の問題を引きずっていて、取り組んでいきますというあれではなくて、ちゃんとしたことを、取り組みをしなかったことによって今影響が出てきているのではないですか。ましてや、同じ先生が同じことをやっている。

結局そういうのがいろいろあるから、本当に保護者としても、ちゃんと自分の子供をきちっとしてもらえませんかということが言えないのではないですか。自分たちができないから。それはちゃんとした形で、個人名を出すのはあれですけども、前の校長先生なんかは一生懸命取り組んでくれました。そういうのを見ていて、親もみんな、その校長先生に対しては何とかしなくてはならないとすごく信頼された先生が今年転勤していなくなる。それで、普通にそういう原因者は残るといえるのはどうなのかな。

これは、不登校ってすごく、文部科学省云々の前に、人としてのかかわりだと思えるのです。もうちょっと子供たちのことを考えた教育委員会であってほしいと思うので、今回私はこの一般質問を入れました。その前に、一般質問をする前に何回も言っているわけではないですか。その保護者だって言っているわけではないですか。教育長、本当に自分の子供を、だめな方に関してはちゃんときちっと言ってくださいと。自分にも原因があるのではないですかということ、その双葉の子供たちがちゃんとしていくためにつくっている双葉中学校なので、不登校は今、やはりとは言わないですけども、実際いっぱいあります。ありますけれども、それを助長するような行動をして、それで不登校ですというのは、それは自分たちでそういうふうになっているのではないですか。うまく言い逃れできるので、その子が。その子に原因があったとしても、その先生がとえば、そういう言いわけできる体制をこの2年間ぐらいつくっているのです、教育委員会は。そこら辺、自分たちの反省点もなしにこうやって進めるのであれば、ちょっと何かの原因というよりも、ちょっとなかなか大変だと思います。心の病の子もいる。病気でちょっと不安になっている子もいますし、本当にゲームとかにあれして、先生が行っても全然話も聞いてくれない子もいますけれども、やっぱりそうやって、それを今までやっていた前の校長先生とかそういうのがやってくれたことが無にならないようなことを、行動をとっていただきたいのですけれども、今後どういうふうにしていくのか。

それで、双葉の中学校は先生のためにあるのか、生徒のためにあるのか、はっきり答弁をお願いします。そしたら、私のこれ、一般質問をこれで終わらせていただきますので。

○議長（佐々木清一君） 館下教育長。

○教育長（館下明夫君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

議員のご指摘の問いの部分ですが、不登校については個人情報保護の観点もあり、さらに生徒の人数が少人数だということもあって、特定されるような部分は私から回答は控えます。議員もそのよう

な形で今幾つかの具体例を出していただきましたが、確かにそういったことも私としても把握しておりますので、それを十分、今後そういうことのないようにということで進めてまいりますとともに、まず町立学校、当然これは子供が主役でありますので、子供が中心ということであります。ただ、教育委員会としては、学校全体総合的に、そこを指導する教師も含めて今後指導、支援していかなくてはいけない立場だと思っておりますので、そのように進めるということ。

あと、それから、いつも議員からお話がありますが、確かに教育は人なり。ご指摘のとおりですので、今後この町立学校の生徒たちが充実した学校生活が送れますように、教育委員会として総合的に、人的環境も含めまして指導支援を進めて、町立学校の学校力をこれから上げていきたいと、そんなふうを考えております。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号2番、石田翼君の一般質問を許可いたします。

2番、石田翼君。

（2番 石田 翼君登壇）

○2番（石田 翼君） おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1つ目、復興再生と世代を超えた町民のきずなと町への帰属意識について。双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画は最重点施策として推進すべきと考えます。再生拠点認定後、除染やインフラ事業などハード事業が進められているが、世代を超えた町民のきずなと帰属意識を促すためにも、ソフト面の構想についても並行して進めるべきと考えます。現在町民の方は生活再建、そして自立への道が徐々に定着している中で、帰属意識が希薄になりがちです。町民が町の復興、帰還に関心を持ち、それにかかわっていくためにも、町長のまちづくりの構想をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、石田翼議員の質問にお答えいたします。

1、復興再生と世代を超えた町民のきずなと町への帰属意識について。町民が町の復興、帰還に関心を持ち、それにかかわっていくためのまちづくりの構想についてのおただしですが、石田議員ご指摘のとおり、町民に町の復興、帰還に対しご関心を持っていただき、町へのかかわりを保っていただけるような取り組みが必要と考えております。双葉町復興まちづくり計画（第二次）におきましては、「町民一人一人の復興と町の復興をめざして」との基本理念に基づき、ハード面での各種取り組みのみならず、町民一人一人の生活再建の実現や、町民のきずなの維持、発展、ふるさとへの思いをつなぐ取り組みを行うこととしており、具体的には町民の交流機会の確保や、町からの情報提供の充実、次世代の育成、教育環境の充実、双葉町の歴史、伝統、文化の記録と継承等の取り組みを掲げ、実行しているところです。

平成30年度双葉町住民意向調査の結果によれば、回答いただいた方のうち、戻りたいと考えている方は10.8%にとどまったものの、まだ判断がつかない方、戻らないと決めていると回答された方であっても、66.1%の方が双葉町とのつながりを保ちたいと回答されており、その割合は上昇傾向にあります。

引き続き町への帰属意識を持っていただけるよう、ハード及びソフトの両面から取り組みを進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） ご答弁どうもありがとうございます。できれば、我々なかなか帰宅できない行政区等々もごさいます。そういった面で、やはり行政区の総会であったり、また中間貯蔵、津波でふるさとをなくされた方々、そういった方々のためにも長期滞在とか癒やしの場、そういった面を早急に立ち上げていただいて、できればハードの面でもソフトの面でも加速化をどうぞよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

2番目、基金の創設について。原発事故後、福島県内で実施されている小児甲状腺がん検査をめぐり、今年3月までに小児甲状腺がん患者が273人であるとのこと。今後10年先、20年先の町民の健康を守るために、また原発事故を風化させることのないためにも、町独自に健康に寄与するような基金等を創設すべきと考えるが、町長の考えをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、基金の創設について。町独自に健康に寄与するような基金等を創設すべきとおただしですが、まず震災後の町民の健康状態ではありますが、高齢化率や医療費、要介護認定率が増加傾向にあります。介護認定者における介護度の高い方が占める割合も多くなっております。健康診査結果では、肥満や高血圧、糖尿病の該当者が増えており、生活習慣病の改善が課題となっております。また、本町においては、原子力発電所の事故による放射線による健康被害等が懸念されるところです。

このような状況を踏まえ、本町では平成30年3月に、健康的で生き生きとした生活の実現を目的として、健康ふたば21計画を策定いたしました。本計画では、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、次世代と高齢者の健康づくり、生活習慣及び社会環境の改善、放射線に対する健康管理の推進を柱に施策を展開することとしており、現在取り組みを進めております。中でも放射線に対する健康管理の推進においては、長期的な健康管理体制を確保するため、福島県と県立医科大学が実施する県民健康調査との連携、町独自で行っている甲状腺検査や内部被曝検査等を実施しており、今後も継続して実施していくこととしております。

また、基金等の創設ですが、これまで町が実施する甲状腺検査や内部被曝検査等については、財源として国からの福島復興加速化交付金を充当してきましたが、交付金がいつまで続くかは不確定であります。交付金の継続については国へ要望を行っていくことはもちろんのことですが、今後10年先、

20年先を見据え、基金化も含めた財源確保についても検討していく必要があると考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、石田翼君。

○2番（石田 翼君） 現在廃炉途中であります。廃炉の作業がこれから先20年、30年続くであろうというふうに思われております。そんな中で、やはり廃炉が収束するまでこういった基金をぜひ国とか県とかに要望していただきたいというふうにお願いを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。
4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 議席番号4番、通告順位5番、高萩文孝、今議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1、帰町の促進に役立つ計画の策定について。今年度末の避難指示解除に向けた準備が現在進められているところかと思いますが、避難生活が他の町よりも長期化している中、2022年春の住民の皆さんの帰還開始に向けた取り組みの実施も大変重要です。

昨年示された「避難指示解除に関する考え方」においては、2020年冬ごろに帰町計画を定めることとされておりますが、帰町計画とはどのような計画をイメージしているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、帰町の促進に役立つ計画の策定について。帰町計画のイメージについてのおたただしですが、昨年12月にお示しいたしました「避難指示解除に関する考え方」では、2022年春ごろに向け、帰還を希望する町民や町内の働く拠点等の就労者の受け皿となる住む拠点を整備し、特定復興再生拠点全域の避難指示解除と居住開始を目指すこととしています。そのため、現在働く拠点の中野地区復興産業拠点を、そして住む拠点であるJR双葉駅西地区の生活拠点整備を進めているところです。

この時期での避難指示解除と居住開始を目指す上で、避難指示が発出され8年以上が経過した中で、町民の皆さんの生活環境や意識も当然変化しており、帰還の気運を高めることは容易なことではありません。しかし、町の復興に向けて町民の皆さんの帰還を促し、町ににぎわいを見せるような取り組みは大事であり、それが帰町計画の基本となるものと考えております。

計画イメージとしては、帰還に必要な生活環境を整備していく段階における施策展開の整理を行うとともに、段階的な帰還を想定しながら、双葉町に住んでみたいと思っていただけるような特色や高い付加価値を備えたまちづくりにしていくための意欲的な戦略づくりを行ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 帰町の計画の大まかなイメージは今説明していただきましたけれども、もっと具体的な取り組みの説明って、何かあればお願いしたいのですけれども。大ざっぱな話ししかちょっと聞けなかったので、お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

帰還に必要な生活環境整備の段階は、役場機能の回復、小売施設、そして上下水道をはじめとするインフラ整備、さらには医療、介護の体制整備などであり、帰還環境を醸成していく段階では伝統行事の継続や交流イベントの企画、実施や、地域コミュニティづくりの支援などを考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 具体的にちょっと今説明いただきましたけれども、これらは住民生活課、中野課長のもとなのかあれなのですけれども、帰町準備室において検討されていると思うのですけれども、まちづくりとのご発言も今ありましたけれども、復興推進課との関係とか、今の帰町準備室の立ち位置がよくわからない部分があります。まちづくりと帰町計画との関係、また帰町準備室、さまざまな関係があると思うのですけれども、その辺何か余りわからないので、ちょっと具体的にもう少し教えていただければ幸いかと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今高萩議員の再々質問にお答えいたしますが、まずこの考え方につきましては、住民生活課だけではなくて復興推進課、これは当然連携していかなくてはならないと思っております。町の復興に関しましては、復興推進課という名称のとおり、まさに復興を推進する課が推進力を果たしていかなくてはならないと。一方では帰町準備室、こちらに関しましては、住民生活課の中に入っております。

そういった部分で、当然どちらがどういうことではなくて、しっかりと連携をしながらやっていくというのが基本であります。まず帰町準備室は、帰町の実現や、さらなる積極的な帰還促進のためにも必要となる施策や戦略を企画、立案し、強いリーダーシップのもと、復興推進課を含めた各課に施策の実行を促し、進捗を管理する。各課横断的な司令塔としての役割を担う組織として立ち上げております。また、計画検討に関しましては、帰町準備室を司令塔に、実際の各施策を担う各課と連携して計画づくりを進めていく。先ほど申し上げたとおりであります。それを支援していく帰町計画策定調査業務として公募型、プロポーザル方式にて委託業務者の選定を現在進めているところであります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） うまく連携して行って、やっていただければいいので、今後ともよろしくお願い致します。

では、続きまして2番ですが、役場などの公共施設の方向性について。2022年春の帰還開始に向け

て、役場や他の公共施設などを中心としたまちづくりを検討していく必要があると思いますが、どのような検討をしているのか、現在の検討状況をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、役場などの公共施設の方向性について。役場や他の公共施設などの現在の検討状況についてのおたただしですが、帰還を進める上では、まずは役場をはじめとする公共機能が町内への帰還を果たしていることが重要と考えております。双葉駅東側地区におきましては、建物の解体が相当進捗しておりますが、その中で、周辺地区における復興事業の進展に伴った一時的な土地利用ニーズの発生も見込まれます。その場合、復興まちづくり計画で掲げている姿と乖離する懸念もあることから、本年まちづくり会社とも協力しながら、駅東側地区のまちづくりについて、計画で掲げた姿を具現化するための施策案を検討し、取りまとめたいと考えております。その際、まちづくりの観点から役場等の公共施設の配置を検討する必要があると考えており、それらは帰町される皆様にとって利便性の高い場所である必要があります。

まず、役場につきましては、2020年春を目標とする避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除に合わせ、双葉町コミュニティセンターでの一部業務再開を予定しており、本年度当初予算に業務再開に必要な経費を計上したところです。

また、現在の役場本庁舎の被害判定は、設備破損の程度が大きく、半壊となっており、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と帰還開始を2022年春に予定していることを考えると、駅周辺を中心とする復興まちづくり構想との整合も図りながら、帰還される町民の皆様が利用しやすい場所で業務を再開することを念頭に、役場機能のあり方を早急に検討していく考えです。

次に、他の公共施設の検討状況ですが、昨年度実施した公共施設の主な被害判定結果は、半壊が図書館、歴史民俗資料館、青年婦人会館、児童館、ふれあい福祉会館など、また一部損壊が総合保健福祉施設などとなっております。町では今回の判定結果を踏まえ、解体するか、もしくは修繕の上再利用するか判断をしていくこととなりますが、再利用する場合には駅東地区を中心とする復興まちづくりの構想検討と合わせ、帰還される町民の皆様が利用しやすいサービスを提供できる施設となるよう、幅広い活用方法を検討してまいります。

いずれにせよ、役場や他の公共施設などのあり方につきましては、本年秋にお示しできるよう早急に検討を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 駅周辺を中心とする復興まちづくり構想との整合性といった話もありましたが、1年、ちょっと記憶が定かであれなのですけれども、役場の話って、実は1年くらい前から私は質問していると思うのです。こんなことを町長に申し上げて失礼なのですけれども、ちょっと遅いかなと思っていました。

現在の役場庁舎は今、ご存じのとおり駅からかなり離れています。なので、その拠点の中でもやっ

ぱり端っこのようなイメージがあると思うのですよね。町の考えとしては、今の役場庁舎ではない場所での再開ということでもいいのですかねと質問したいのですけれども。1年以上前からちょっといろいろ言っているんで、そういう意味でも、今の役場庁舎でない場所で再開ということで再質問させていただきます。それでよろしいのかどうかお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

現在の役場庁舎を復旧させる場合、水道などのインフラ復旧に時間がかかると見込まれ、2022年春の時点で役場を再開させるのは時間的に厳しいと考えられること、現在の本庁舎の位置が中間貯蔵施設にも隣接していること、そして何より、駅周辺を中心とする復興まちづくり構想を踏まえた町民の皆様のご利便を考慮した場合、現在の場所での業務再開については非常に難しいのかなというふうにご考えております。

いずれにいたしましても、帰還される町民の皆様が利用しやすい場所で業務を再開することを念頭に、役場機能のあり方を早急に検討してまいりたい。今の状況はそういうことでありますので、今後町として役場機能のものに関しましては、本年秋に、先ほど答弁で申し上げておりますけれども、お示しできるような案を皆さんにお示ししていければと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） なるべく早くその方向性を出していただきたいと思っております。秋という話なので。

あと、今の話のあれなのですけれども、駅周辺を中心とする復興まちづくりの構想に関連して、ちょっともう一つ確認なのですけれども、来年春の時点での双葉駅周辺の一部解除の予定について、具体的な範囲とかそういうのが決まっているのであれば、ちょっと説明をお願いしたいのですけれども。一部解除します、解除しますとおっしゃっているのですけれども、何か示される具体的な範囲がもしあるのであれば、お願いしたいと思います。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 大丈夫ですか。通告にないけれども。これは何番目の通告で今聞いているのですか、再々質問は。

（「駅周辺という話だったので質問したんですけど。答弁にそういう駅周辺の話とかが出てきたので、具体的な場所なんかも……」
と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いや、答弁はそうであっても、通告は駅周辺のそういったものについての質問はない。それで、それは取り消してください。質問を変えてください。

休議します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時22分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） では、今の再々質問はなかったことでいいので、すみませんが、削除させていただきます。

○4番（高萩文孝君） では、続きまして3番目の解体、除染の進捗状況と今後のスケジュールについて。特定復興再生拠点区域内の解体、除染については駅東地区が先行的に進められ、最近では羽鳥地区の農地の除草も始まっているようですが、まだ未着手の地区もあるようです。町の目標は2020年春に避難指示の一部先行解除と立ち入り規制の緩和、2022年に特定復興再生拠点区域の避難指示解除とされており、解体、除染もこれらの目標時期に間に合わせる必要があると考えます。解体、除染の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、解体、除染の進捗状況と今後のスケジュールについて。避難指示解除等の目標時期に合わせた解体、除染の進捗状況と今後のスケジュールについてのおたただしですが、避難指示解除準備区域及び駅西側地区の新市街地ゾーンにつきましては既に除染が完了しております。また、いわゆる復興シンボル軸沿いの解体及び除染はおおむね完了、双葉駅東側を中心とするまちなか再生ゾーン約90ヘクタールは約5割の区域で解体及び除染が完了し、今年からは新たに復興シンボル軸周辺の耕作再開モデルゾーンをはじめとした特定復興再生拠点区域全域で解体及び除染が進められております。

今後のスケジュールにつきましては、地権者の同意が得られた箇所から順次解体及び除染が開始されることとなりますが、環境省からは、町が目標としている2020年春の避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除に合わせ、復興シンボル軸周辺の解体及び除染を優先的に進めること、また2022年春の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けては、当該区域全域の解体及び除染が完了するよう作業を進めていく方針が示されております。

今後とも国、県及び町関係者で構成される特定復興再生拠点整備推進会議等さまざまな機会を捉え、国に対して丁寧かつ迅速な対応を求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 続いて、4の質問に入ります。

検証委員会について。4月23日に第1回双葉町放射線量等検証委員会が開催されたと聞いております。本委員会は避難指示解除や立ち入り規制緩和に当たり専門家による検証を行う重要なものと考え

ますが、議論の内容や今後の課題、スケジュールについてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、検証委員会について。第1回双葉町放射線量等検証委員会での議論の内容や今後の課題、スケジュールについてのおたただしですが、4月23日に第1回の検証委員会が開かれました。委員の皆様には、会議の前段で町内を視察し、双葉町の現状を見ていただきました。会議の中では、双葉町の復興、復旧など町の取り組み状況や町内の除染前後の放射線量について説明させていただきました。その中で、委員の皆さんには、町の解除時の状況や除染前後の線量等、そして今後の進め方などを議論していただきました。

また、第2回目の検証委員会を先週の6月5日に開催し、除染のスケジュールや放射線防護策に関する取り組み、そしてリスクコミュニケーションについて議論いただいたところです。

今後は、面的に線量が高い区域の状況や放射線防護、リスクコミュニケーションの具体的な取り組みなどについて検証いただきたいと考えております。スケジュールにつきましては、現時点で8月ごろに中間報告、10月ごろまでには最終報告を提出いただける予定と聞いております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほど、6月5日にも第2回検証委員会も開催されたという話なのですが、4月23日と今回の6月5日、ちょっと具体的にもう少し。リスクコミュニケーションとか今あったのですが、何か具体的に説明できる内容がもしあったらお願いしたいと思うのですが。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

第1回検証委員会では、2020年の避難指示解除区域の区域や、避難指示解除を予定している区域の除染前後の線量やホットスポットの状況、立ち入り規制緩和を予定している区域での面的に線量が高い区域の早期除染の重要性、空間線量だけではなく、個人ごとの線量測定の必要性、解除後に帰還したいと考えている町民の方々の放射線への不安への対応といったリスクコミュニケーションについて議論が行われております。

第2回検証委員会は、除染が早期に行われた区域の事後モニタリングの早期化の重要性、解除後の帰還に向けての放射線への不安への対応、それに向けた早期のリスクコミュニケーション体制整備についての議論や、リスクコミュニケーションの現場の情報共有が行われました。

なお、今後議事録と資料については町公式ホームページに公表させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今後も検証委員会、議論を重ねていかれると思うのですが、目標としている来年春の避難指示解除や立ち入り規制緩和の実施に向けては町民に広く意見を聞くことも必要だと思います。今ほど答弁でありましたが、10月ごろ最終報告。今後どんな手続、具体的に何か言え

ることがあったら言ってください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

検証委員会は、最終報告が提出された後は速やかに議会に報告をし、協議させていただきました上で、町民の皆さんのご意見も伺いながら必要な手続を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

ここで休議に入ります。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） これから議案等の審議を行います。日程第2、議案第27号から日程第15、議案第40号までは全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

日程第2、議案第27号 専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

なお、定例会の採決に当たっては、羽山君子議員については挙手で起立と認めることにしました。

お諮りします。議案第27号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第28号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第29号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第30号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第31号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第32号 鴻草・寺松線外2路線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第33号 羽竜迫線外1路線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第34号 福田旭・宮下線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第35号 宮ノ脇・森合線(森合橋)災害復旧工事の施工に関する協定の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第36号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第37号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第38号 令和元年度双葉町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第10款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) 総務費の中の16番、双葉駅西地区復興拠点再生可能エネルギー検討業務委託料とありますが、これは何の再生可能エネルギーなのかをお尋ねいたします。今バイオマスとか太陽光とかいろいろありますよね。その中でこれは何の再生エネルギーなのかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の質問に、復興推進課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 大浦復興推進課長。

○復興推進課長（大浦富男君） ただいまの羽山議員の質問についてご説明申し上げます。

16、双葉駅西地区復興拠点整備事業費の委託料であります。こちらの委託につきましては現在駅西地区の団地整備の基本構想あるいは官民複合施設の基本構想を行っているところであります。さらに、コンパクトなまちを形成する構想であることから、現在電線の地中化を含め、独自性のあるまち、住んでみたいまちとしての再生エネルギーを活用した、災害に強く、安全、安心なまちづくりの形成を進めたいと思っております。

再生可能エネルギーとして検討するという部分ではありますが、こちらは実際に調査をしてみまして、コスト面、導入コスト、そちらのほうを検討する意味での調査ということで今回計上なのですが、現時点で再生可能エネルギーというのは太陽光発電設備と、あとバイオマスについては木質のバイオマスなどもちょっと検討等含めて実施する予定であります。そのほか再生可能エネルギー、ほかにさまざまな再生可能エネルギーが検討されるかと思えます。そちらの調査も行うといった意味で、今回の委託として計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） よろしいですか。

そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第14、議案第39号 令和元年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳入に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議案第40号 令和元年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号の上程、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第16、選挙第1号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

双葉町選挙管理委員会委員には、鴻崎太郎君、江井俊雄君、武内裕美君、今泉祐一君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を双葉町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました鴻崎太郎君、江井俊雄君、武内裕美君、今泉祐一君、以上の方が双葉町選挙管理委員会委員に当選されました。

双葉町選挙管理委員会委員補充員には、横山壽君、八巻健雄君、石田由喜子君、渡邊勇君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を双葉町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました横山壽君、八巻健雄君、石田由喜子君、渡邊勇君、以上の方が双葉町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(佐々木清一君) 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和元年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時13分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 石 田 翼

署名議員 羽 山 君 子